泉大秘広第13号 平成24年6月29日

大阪社会保障推進協議会 会長 井上 賢二様

> 泉大津市長 神谷 昇 (公印省略)

2012年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

標平素は、本市行政に対し多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございます。 平成24年5月28日付けで依頼のありました標記の件について、別紙のとおり回答申 し上げます、

なお、懇談につきましては、健康福祉部にて対応をさせていただきますので、よろしく お願いいたします。

≪担当≫

〒595-8686

大阪府泉大津市東雲町 9番 12号 泉大津市総合政策部秘書広報課

TEL 0725-33-9415

FAX 0725-21-0412

小島

E-mail hisyokouhou@city.izumiotsu.osaka.jp

「2012年度自治体キャラバン行動・要望書」について(回答)

1. 国民健康保険について

①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。保険料の低所得減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。

(回答)

一般会計繰り入れにつきましては、平成17年度から条例減免等に対する繰入がなされています。また、医療費が年々増加するなかでは、給付と負担の均衡を図るため一定の保険料は必要であると考えています。

なお、保険料の引き下げのための財政措置については、毎年度、市長会等を通じて要望を 行なっているところです。

条例減免につきましては、災害等により損害を受けたとき、失業等により所得が著しく減少したとき、特別障害者がいる世帯などに減免を行っており、平成18年度において減免基準の拡充を行いました。

一部負担金の減免につきましては、平成18年度から取扱要綱を策定しており、平成23年度から国基準に基づき一部見直しを行ったものであります。

また、これら減免制度につきましては、「ホームページ」、「すこやかこくほ」などのチラシなどに掲載し、周知に努めています。

②法令を遵守し「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

(回答)

資格証明書発行につきましては、保険料滞納者と完納者との負担の公平性の確保を目的と するものであり、個々の滞納世帯の実情を充分把握して対応しています。

短期保険証の留め置きにつきましては、高校生世代以下の子どもに対しては、1年証を郵送により発行しています。

③財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがないかきめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対しては過去の滞納分の請求を行わず、積極的に滞納処分の停止を行うこと。

(回答)

財産の差押につきましては、保険料滞納者と完納者との公平性の確保を図るため、納付相談等に応じない悪質な滞納者について、預金・資産等の財産調査を行い、差押事前通知書により予告を行った上で滞納処分を実施しています。

前年度以前分の保険料に滞納があり、一括納付が困難な世帯が、計画的な滞納額の解消を申出られた場合は、現年分の年間保険料以上の納付を行うことにより、現年保険料に加えて過去の滞納保険料も解消する「分割納付」を認めております。

このような「分割納付」を履行中の世帯につきましては、差押を執行することはありません。

国民健康保険料を滞納された場合、法令に基づき督促状を送付しております。滞納処分の 執行停止については、督促状の納期限経過後、財産調査により納付資力がないと認められる 場合に行うものであり、生活保護世帯についても同手続きに基づき行うこととしております。

④国保料滞納者世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援の ために常時生活保護担当課とつなぐよう庁内ネットワークを構築すること。さらに全般的 な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

(回答)

各担当課に専門の相談員が配置されており、随時困難ケースにつきましては、専門の相談 員に案内しております。

⑤国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱え込むことにしかならず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。国民皆保険の柱である国保制度再構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定健診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。

(回答)

市町村国保の広域化の目的は、脆弱な財政基盤を改善し、保険料の平準化及び国保財政の

改善・安定化を図るためであって、将来の医療保険制度の一元化を見据えたものであると考えています。

なお、現行の国保制度下における不均衡を改善するため、国・府に対し補助金等の増額を 強く要望しているところです。

⑥国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。

(回答)

国民健康保険運営協議会の公開については、現時点では考えておりません。

2. 健診について

①特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受診しや すいものとすること。

(回答)

特定健診の追加項目につきましては、これまでの住民健診との整合性を考慮しつつ、また、 追加健診費用の保険料への転嫁ということもあって、市医師会との協議を踏まえ決定したも のであります。

また、費用負担についても同様に、基本健診との整合性を図るとともに、無料化による保険料への転嫁ということも考慮し、基本健診と同じ1,000円としたものであります。

②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

がん検診の内容につきましては、「がん検診予防健康教育及びがん検診実施のための指針」 に基づいて、検診の種類や項目に従い実施しているところです。

また、がん検診と特定健診との同時受診につきましては、平成20年度より実施していますが、費用の無料化は予定していません。

③人間ドック助成も行うこと。

(回答)

人間ドック助成の内容につきましては、上限3万円の助成をしています。

3.介護保険・高齢者施策について

①介護保険料を引き下げること。特に非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

(回答)

介護保険料については、国の示す保険料単独減免の三原則にもあるように一般会計からの 繰入れは適当でないと考えています。

また、介護保険料独自減免制度につきましては、第3・4段階の該当者のうち減免要件に 該当する者であり、その収入要件等の見直しについては考えておりません。

②施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。

(回答)

現在の制度では、施設整備を進めると介護保険料が増額されるということになり、年次的に施設等を増加することは困難です。

また、居住系サービスについても、適正なサービスが提供されているかの検証をしないまま 単に拡充させることは、被保険者にとってプラスになるとは考えられません。

③ 介護予防生活支援総合事業は今後も一切導入しないこと。高齢者施策をさらに充実させること。

(回答)

介護予防生活支援総合事業については、今後もあらゆる手法で検討していきます。 高齢者施策については、社会情勢等を勘案しながら対応していきます。

④ ローカルルールを解消すること。

(回答)

ご意見として受けとめておきます。

⑤ 訪問介護生活援助の不当な短縮に対する対応を。

(回答)

3月の事業者連絡会において指導しています。また、個別の苦情に関しては、事業所に対し直接指導を実施しています。

⑥ 「地域包括ケア」の実現のため、ネットワークづくりに責任を果たすこと。

(回答)

関係機関と連携を取りながら、「地域包括ケア」の実現に向け取り組んでいきます。

4. 生活保護について

①生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行なうこと。ケースワーカーの研修を重視し、法令順守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。

(回答)

平成24年6月1日現在、生活保護世帯1,113世帯に対しケースワーカー14名を配置し、ケースワーカー一人当たりの世帯数約79.5世帯となっていますが、今後も保護世帯数の動向に注視し、社会福祉法第16条の規定に基づき適切な人員管理を行っていきます。また、社会福祉士などの資格を持った人を採用し配属するように要望しています。

ケースワーカーの研修も、セーフティネット補助金を活用するなど、積極的に行い、窓口 での傾聴を基本とした相手の立場に立った接遇に生かしていきたいと考えます。

②申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。

(回答)

生活保護の「しおり」などについては、平成 22 年度の途中に全面改良し、以後もより良いものを目指して修正を加えています。また、しおりと申請用紙についてはカウンターに置き、相談者にいつでも説明し渡せるようにしています。

③申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の場を確保すること。

(回答)

申請時に「助言指導書」などは作成していません。原則的に心身の疾患により、医療機関から就労を止められている場合を除き、65歳までの稼働年齢層に対しては就労指導をしています。

なお、指導をおこなうに当たっては、希望する職種や就業時間、健康状態や世帯の状況等を踏まえ、稼働能力を慎重に検討したうえで行うようにしております。そのうえで、本人の希望を尊重しながら就労情報の提供やハローワークとの連携による支援をおこなうことに

より、就労に結び付けていく体制をとっております。従って当所では実態を無視した就労指導を強要することはありません。

④通院や就職活動などのための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」に明記すること。

(回答)

通院移送費については、厚労省の通知に基づき、個々の被保護者の生活を圧迫することのないよう注意し、日々のケースワークを通じ説明するとともに、適宜支給通知書にその旨の記載し周知を図っております。就職活動の交通費も各ケースワーカーより就職活動中の保護者に説明しています。また、「移送費」についてしおりに記載するように修正を予定しています。

⑤「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など 「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であるこ との「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにす ること。

(回答)

現在、実施している他市の状況を調査し検討しているところです。

⑥自動車保有がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

(回答)

被保護者が自立のために必要と認められる場合は自動車の保有を認めております。また、 障害などで通院が著しく困難な場合についても保有を認めているケースもあります。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決に向けて

①全国で最低レベルの子どもの医療費助成制度を一日も早く外来・入院とも中学卒業まで、 現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

(回答)

子どもの医療費助成制度は大阪府の制度であり、一部負担金助成制度を中学卒業まで無料とすることは、本市の財政状況では困難ですが、助成制度の創設について大阪府市長会を通じて国に要望しているところです。

なお、7月より、医療費助成対象者の年齢を従来に比べ、2歳引上げを行う予定です。(満7歳に達した日以後における最初の3月末日まで:小学校1年生修了時)

②全国レベルの妊婦健診を全国並み(14回、10万円程度)の補助とすること。

(回答)

妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を目的に支援をしております。

従来の妊婦健診の公費負担は、23 年度1回3,000円を14回の42,000円、24年度より1回3,500円を14回の49,000円に加え、HTLV-1(成人T細胞白血病)検査2,290円、クラミジア検査2,100円、合計53,390円の公費負担となっています。

なお、23 年度の大阪府下 43 市町の一人当たりの公費負担の平均は、14 回 57,069 円(全国 14回 90,948 円)となっています。

今後も他市の補助状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

③就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は4月にできるだけ近い月とするため年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

(回答)

(1) 就学援助の基準額は、生活保護の手引きに基づき算出しています。

生活保護認定時の収入額と所得額及び課税所得額を比べた場合、所得額の方が生活保護認定時の収入額により近いと判断されます。

- (2) 就学援助の受付は、教育委員会事務局で通年受付けています。
- (3) 年末調整又は確定申告書では、世帯構成員全員の所得状況(市民税非課税を含む。)を判断できないため、年明けから翌年度の就学援助申請は受付けません。
- ④子宮頸がんワクチン・ヒブ (細菌性髄膜炎) ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法廷実施前においても無料接種をしていない自治体においてはただちに無料制度とすること。

(回答)

平成23年2月より、国の特例交付金を受け、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの全額公費負担にて実施しております。

⑤子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など 多彩な家賃補助の制度化を図ること。

(回答)

大阪府が、新婚・子育て世代家賃補助を受けることができる、特定優良賃貸住宅の入居者 募集を行っています。募集期間がございますが、大阪府の補助制度をご利用ください。 なお、補助制度ではございませんが、大阪府営住宅の募集におきまして、「新婚・子育て世 帯向け」の募集もございます。

6. 地域要望

(1) 生活保護について

被保護者への毎月の「支給決定通知」を、民生委員を通じて手渡しすることをやめること。

(回答)

民生委員協議会とも協議を行っておりますが、現在のところ変更は考えておりません。

(2)子育て支援…就学援助について

就学援助制度の認定基準における「家賃・持ち家」の規制を撤廃し、必要な世帯が公平に受給できるよう改めること。

(回答)

就学援助の認定は、借家及び持ち家に関わりなく、先にA基準(市民税の非課税・減免、 児童扶養手当の受給、生活保護の停止・廃止、国民健康保険料の減免、国民年金掛金の減免 等)で認定しており、現行の家賃・持ち家制度を撤廃する予定はありません。

- (3) 障がい者施策について
- ①知的・身体・精神の障がいの特性に応じた相談に応えられるよう、市としての相談支援体制を充実させること。

(回答)

相談支援事業については、市町村が取り組むべき地域生活支援事業の一つとして平成18年10月以来、身体・知的・精神の3障がいに一元的に対応を可能とする市内の1事業者に 委託し実施しています。

本市としては、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者、障がい児の保護者又は介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う当該事業の重要性を十分に認識のうえ、事業者への業務委託のみに依拠するのではなく、精神保健福祉士等の専門職員を窓口に配置することにより、その体制の整備・充実に努めているところ

です。

②聴覚障がい者の手話通訳派遣(コミュニティ支援事業)は、適用範囲を狭めることなく支援を要する障がい者の多様なニーズに対応すること。

(回答)

聴覚障がい者等に対する手話通訳者の派遣、いわゆるコミュニケーション支援事業については、聴覚障がい者等の社会生活上の利便と福祉の向上を図るため、今後とも手話通訳奉仕員を適切に派遣することにより、支援を行ってまいります。